

主な制定事項

(1) 神奈川県国民健康保険運営協議会の委員定数を規定する。(第1条関係)

平成 29 年 4 月 1 日に運営協議会を設置済み。委員定数は、現行、協議会規則に規定しているが、平成 30 年度以降は条例で規定する必要あり。

(2) 交付金の交付に関する事項を規定する。(第2条関係)

県は、市町村が負担する保険給付に必要な額を保険給付費等交付金として市町村に交付することから、交付金の交付に関する事項を規定する。

普通交付金 市町村が負担する保険給付費に応じて交付(本人の自己負担額等を除いた医療費等相当額)

特別交付金 市町村ごとの財政状況や特別な事情に応じて交付
国特別調整交付金(市町村分)、保険者努力支援制度交付金(市町村分)、特定健診等負担金、県繰入金(特別交付金分)

(3) 納付金の徴収に関する事項を規定する。(第3条関係)

県は、保険給付費を支払うため、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収することとなるが、どのように納付金を算定し、徴収するかを規定する。(政省令及び本条例に基づき算定し、あらかじめ市町村長に通知する。)

【納付金算定式】

$$\begin{aligned} \text{県全体で集めるべき納付金額} & \times \{ (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) + 1 \} \\ & \times \{ (\text{所得のシェア}) + (\text{人数のシェア}) \} / (1 + \quad) \\ = \text{医療費指数反映係数} & = \text{所得係数} \end{aligned}$$

(4) 納付金の算定に関する事項を規定する。(第4条～第17条関係)

納付金を算定する際、都道府県ごとに決定すべき事項を規定する。

医療費指数反映係数(第4条)

納付金に医療費指数(医療費の水準)をどの程度反映させるかを決定する係数。本県では医療費指数をすべて反映させるため、1とする。

年齢調整後医療費指数(第5条)

医療費水準について、年齢構成の相違による差を補正し、指数化(全国を1とする)したもの。本県では市町村ごとに算定する指数とする。

所得係数(第6条、第10条、第14条)

納付金に所得シェアをどの程度反映させるかを決定する係数。本県の所得水準を全国の所得水準で除した数値とする。

所得等割合（第7条、第11条、第15条）

納付金を算定する際に、各市町村の所得シェアのみを反映させるのか、所得シェア及び資産税額シェアを反映させるのかを決定。本県では所得のみを反映させる。

被保険者数等割合（第8条、第12条、第16条）

納付金を算定する際に、各市町村の被保険者数シェアのみを反映させるのか、被保険者数シェア及び世帯数シェアを反映させるのかを決定。本県では被保険者数シェア及び世帯数シェアを反映させる。

被保険者均等割指数（第9条、第13条、第17条）

納付金に被保険者数シェア及び世帯数シェアを反映させる際、どの割合で反映させるかを決定する指数。本県では、国の標準的な算定方法に合わせて、被保険者数シェア7：世帯数シェア3で反映させるため、0.7とする。

- (5) 神奈川県国民健康保険財政安定化基金に関する事項を規定する。（第18条～第24条）

積立額、運用、繰替運用、運用益金の処理、処分、交付の要件及び額、財政安定化基金拠出金の徴収について規定する。

現行、神奈川県国民健康保険財政安定化基金条例で規定する事項を本条例で規定し、平成30年度以降、基金の処分（貸付・交付等）が可能となるため、処分規定等を追加する。

- (6) 本条例の制定に伴い、神奈川県国民健康保険財政安定化基金条例を廃止する。（附則 第2項）

国民健康保険法施行条例

(神奈川県国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第 1 条 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号。以下「法」という。) 第11条第 1 項の規定により設置された神奈川県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(国民健康保険保険給付費等交付金の交付)

第 2 条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 (昭和34年政令第41号。以下「政令」という。) 第 6 条第 1 項の普通交付金は、当該年度における市町村による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額及び市町村が負担する入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費その他規則で定める費用の額に応じ、当該市町村に対して交付する。

2 政令第 6 条第 1 項の特別交付金は、同条第 6 項各号 (第 3 号にあっては、法第72条の 2 第 1 項の規定による繰入金の 9 分の 1 の額に相当する額を市町村における財政の状況その他の事情に応じて規則で定めるところにより配分する額とする。) に掲げる額の合算額を、当該市町村に対して交付する。

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第 3 条 県は、年度ごとに、各市町村から、法第75条の 7 第 1 項に規定する国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

2 知事は、前項の国民健康保険事業費納付金の徴収に当たっては、各市町村が納付すべき額を算定し、あらかじめ、当該市町村の長に対して通知するものとする。

3 前項の国民健康保険事業費納付金の額は、政令及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令 (平成29年厚生労働省令第111号) で定めるところにより算定するものとし、政令第 9 条から第11条までに規定する医療費指数反映係数その他の係数等については、次条から第17条までに定めるところによる。

(国民健康保険事業費納付金の額の算定に使用する係数等)

第 4 条 政令第 9 条第 1 項第 2 号イの医療費指数反映係数は、 1 とする。

第5条 政令第9条第1項第2号口の年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、政令附則第4条の規定により読み替えられた政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。

第6条 政令第9条第1項第3号イ(1)の一般納付金所得係数は、政令附則第4条の規定により読み替えられた政令第9条第5項第1号に掲げる額を政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が定める数とする。

第7条 政令第9条第1項第3号イ(2)の一般納付金所得等割合は、各市町村につき、政令附則第4条の規定により読み替えられた政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

第8条 政令第9条第1項第3号口の一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、同条第7項第2号に掲げる数とする。

第9条 政令第9条第7項第2号イ(2)の一般納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。

第10条 政令第10条第1項第2号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数は、政令附則第4条の規定により読み替えられた政令第10条第3項第1号に掲げる額を政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が定める数とする。

第11条 政令第10条第1項第2号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、政令附則第4条の規定により読み替えられた政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

第12条 政令第10条第1項第2号口の後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、同条第5項第2号に掲げる数とする。

第13条 政令第10条第5項第2号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。

第14条 政令第11条第1項第2号イ(1)の介護納付金納付金所得係数は、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が定める数とする。

第15条 政令第11条第1項第2号イ(2)の介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、同条第4項第1号に掲げる数とする。

第16条 政令第11条第1項第2号口の介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、同条第5項第2号に掲げる数とする。

第17条 政令第11条第5項第2号イ(2)の介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。

(基金の積立額)

第18条 法第81条の2第1項の規定により設置された神奈川県国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)には、政令第21条の規定により算定した繰入金の額及び政令第22条第2項の規

定により算定した財政安定化基金拠出金の総額の3倍に相当する額の合算額を標準として積み立てる。

2 各年度において基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(運用)

第19条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第20条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第21条 基金の運用から生ずる収益は、神奈川県国民健康保険事業会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第22条 基金は、法第81条の2第1項第1号に規定する資金の貸付け、同項第2号に規定する資金の交付及び同条第2項の規定により神奈川県国民健康保険事業会計への繰入れを行う場合に限り、これを処分することができる。

(交付の要件及び額)

第23条 知事は、法第81条の2第1項第2号に掲げる事業に係る交付金として、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足することにつき次に掲げる特別の事情があると認める市町村に対し、政令第17条第2項及び第3項の規定により算定した額を基準として、知事が別に定めるところにより交付する。

- (1) 被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。
- (2) 主要な法人の経営の破綻、主要な農作物等の販売の著しい不振等、地域の産業に特別の事情が生じたこと。
- (3) 前2号のほか、被保険者の生活に重大な影響を及ぼす事態が生じたこと。

(財政安定化基金拠出金の徴収)

第24条 各年度において知事が法第81条の2第4項に基づき市町村に対して納付を求める拠出金は、当該拠出金に係る交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(神奈川県国民健康保険財政安定化基金条例の廃止)

2 神奈川県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年神奈川県条例第6号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第3条の規定により積み立てられている神奈川県国民健康保険財政安定化基金は、第18条第1項の規定により積み立てられた基金とみなす。

4 基金は、平成36年3月31日までの間、市町村に対する持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てるため、第22条の規定にかかわらず、政令附則第19条に規定するところにより、これを処分することができる。